

WELCOME 定期貯金ファイナル

【キャンペーン期間】平成30年1月4日(木)～平成30年3月30日(金)まで、
または予定販売額20億円に達するまで



商品概要

【販売対象】 他金融機関からの預けかえに限る
 【契約期間】 1年(自動継続) 【媒体】 証書式・通帳式・総合口座
 【受入金額】 20万円以上
 【対象者】 個人の方(組合員および組合員家族、新たに組合員に加入される方)

適用金利のご案内

店頭標準金利 年0.01%(平成29年12月21日現在) **店頭標準金利の**

他金融機関からの預けかえに限り

店頭標準金利の

10倍

0.10% (税引後0.0796%)

さらに下記★表①
取引状況により

15倍

0.15% (税引後0.1195%)

※倍率は店頭標準金利に対してです。店頭標準金利が変更になれば倍率も変更になります。

★表①

取引状況：契約時点で、下記のいずれか2つ以上の該当が条件

- 年金受給口座指定者
- 給与振込口座指定者
- ローン利用者
- JAカード保有者
- 公共料金(電気・電話・水道・NHK・ガス)3種目以上口座引き落とし指定者(JAカード決済者含む)
- 定期積金契約者

※お預入後、最初の満期到来時には店頭標準金利に戻ります。
 ※ATMでのお取扱いは対象外です。

組合員募集中

組合員加入資格は



JAさいかつ管内にお住まいの方等で、JAさいかつの事業を継続してご利用いただける方。
 ※組合員加入には出資金が必要となります。



推進課 ☎048-952-2106

彦成北支店 ☎048-958-1101	東和支店 ☎048-955-5321	八幡支店 ☎048-996-5571
彦成南支店 ☎048-952-5111	戸ヶ崎支店 ☎048-955-6131	松伏支店 ☎048-991-4431
三郷支店 ☎048-952-2131	八潮八條支店 ☎048-996-2101	吉川支店 ☎048-982-0030
早稲田支店 ☎048-957-2001	潮止支店 ☎048-996-9121	旭支店 ☎048-991-2157
		三輪野江支店 ☎048-982-0156

<http://www.ja-saikatsu.or.jp/>

スーパー定期貯金商品概要説明書（個人のみ）

1. 愛称	J A さいかつ預けかえ限定定期「ウェルカム（WELCOME）」ファイナル
2. 商品名	スーパー定期定型方式1年（単利型）
3. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50%
4. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人、組合員に限る（正・准組合員及び正組合員家族） *他金融機関からの預けかえに限る
5. 期間	平成30年1月4日（木）～平成30年3月30日（金）まで、または予定販売額20億円に達するまで
6. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> （1）預入方法…一括預入（2）預入金額…20万円以上他行預替預貯金受取額まで （3）預入単位…1円単位
7. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻しできます。
8. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の約定利率を満期日まで適用し、自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税 <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。</p>
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
10. 貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融課（電話：048-952-2105）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所（電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。